

鹿屋市国際交流員任用規則の一部を改正する規則

鹿屋市国際交流員任用規則（平成24年鹿屋市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「28万円」を「33万5,000円」に、「30万円」を「34万5,000円」に、「32万5,000円」を「35万5,000円」に、「33万円」を「36万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。